

平成25年11月15日  
復興庁

## 震災遺構の保存に対する支援について

### (1)趣旨

震災遺構は、東日本大震災の津波による惨禍を語り継ぎ、自然災害に対する危機意識や防災意識を醸成する上で一定の意義があるほか、今後のまちづくりに活かしたいとの要望も強い。

復興庁においては、震災遺構の保存に向けた調査に対し復興交付金等により支援をしてきたところ。これまで、市町村においては、インフラ復旧や住宅の供給等に優先的に対処してきたところであるが、復興は新たなステージに移行してきており、一部では震災遺構についての議論が進んできている。

こうしたことから、以下の通り、津波による震災遺構の保存に向けた支援の方針を示す。

### (2)対応方針

震災遺構の所在する市町村において、課題を整理の上、①復興まちづくりとの関連性、②維持管理費を含めた適切な費用負担のあり方、③住民・関係者間の合意が確認されるものに対して、復興交付金を活用して以下の通り支援する\*。

- ①各市町村につき、1箇所までを対象とする。
- ②保存のために必要な初期費用を対象とする(目安として、当該対象物の撤去に要する費用と比べ過大とならない程度を限度とする)。
- ③維持管理費については、対象としない。
- ④なお、住民意向を集約し、震災遺構として保存するかどうか判断するまでに時間を要する場合、その間必要となる応急的な修理等に係る費用や結果的に保存しないこととした場合の撤去費用については、復興交付金で対応する。

(注) 保存を超えた関連施設の整備等については、まちづくりとの関係を別途検討。

\* 震災遺構の対象物が市町村所有でない場合、市町村が維持管理・運営に責任が持てるよう対処(所有権の取得など)する旨を国に対して明らかにするものとする。

(参考1)これまでの震災遺構の保存に向けた調査に対する支援

- ・宮城県「東日本大震災復興祈念プロジェクト調査研究事業」(復興調整費)  
震災の経験と教訓を未来の社会づくりにつなぐプロジェクトの基礎的な調査検討を行ったもの。調査の成果を踏まえ、宮城県において「震災遺構に対する宮城県の基本的な考え方」を取りまとめ、公表。(平成24年12月)
- ・岩手県宮古市「津波遺産保存整備事業」(復興交付金)  
たろう観光ホテルの保存整備等に関する調査事業。
- ・岩手県田野畑村「震災遺構保存整備事業」(復興交付金)  
明戸防潮堤の保存整備等に関する調査事業
- ・宮城県山元町(復興交付金(今次申請中))  
中浜小学校の保存整備等に関する調査事業

(参考2)震災の記録と伝承のための、記録の収集・保存・公開への取り組み

- ・岩手県釜石市「震災・復興記録の収集・整理・保存」(復興交付金)  
震災による悲劇が繰り返されないことがないよう、関係者の証言等を映像・記録化するための調査事業。  
復興交付金を活用し、多くの市町村で同様の事業を実施。
- ・東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」(国立国会図書館)  
(<http://kn.ndl.go.jp/>)  
国会図書館のプロジェクトであり、内閣府とともに復興庁においても協力・連携を行っている。東日本大震災に関するあらゆる記録・教訓を次の世代へ伝え、被災地の復旧・復興事業、今後の防災・減災対策に役立てられるように、公的機関、民間団体、報道機関等による記録・報告書や大学、学会、研究機関による学術研究の成果などを一元的に検索できるポータルサイト。